

公社へ提出する契約関係書類の押印廃止について

公益財団法人横浜市建築保全公社

公社へ提出する契約関係書類の一部について、令和4年4月1日から押印を廃止することとします。

なお、契約書、請書、入札（見積）書等については、引き続き押印が必要となります。

1 押印を廃止する書類（提出方法）

（1）工事関係

押印を廃止する書類	提出方法	備考
配置技術者（変更）届出書	電子入札システム	押印廃止に伴い、原本持参不要
主任技術者届出書	電子入札システム	
工事着手日通知書（余裕期間制度任意着手方式）	電子入札システム	
積算疑義申立て書	持参	提出方法は従来どおり
金額入り設計書閲覧請求書	持参	
公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置に係る請負代金額の変更協議請求書（様式2・様式3）	郵送・持参・E-mail	押印廃止に伴い、E-mailでの提出可

（2）委託関係

押印を廃止する書類	提出方法	備考
委託業務経歴書	電子入札システム	—

※ 電子入札に対応していない場合は、持参又は郵送による提出となります。

2 適用開始日

令和4年4月1日以降に公社へ提出するものについて適用します。

3 様式のダウンロード

上記1の新様式については、令和4年4月1日に公社ホームページ「様式ダウンロード」に掲載します。

（当面の間、旧様式により提出されたものも有効とします。）

4 その他

契約書、請書、入札（見積）書、各種辞退届、苦情申立書等、上記1に記載のない書類については、引き続き押印が必要になりますので、ご注意ください。

<問合せ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係 TEL 045-641-3124